

(別表2) 対象経費一覧

項目	補助対象経費				
	(1) 外部指導者招聘事業	(2) スポーツ育成事業	(3) 一流指導者活用等長期育成プログラム事業	(4) 専門家サポート活用・スタディーツアープログラム	
内容	国内外の優れた指導者を招聘し、一定期間又は複数回にわたり、県内の指導者及び選手が直接アドバイスを受ける事業に要する経費。 本事業で招聘した指導者を活用したことで競技力向上に優れた成果をもたらすと認められる場合には、次年度以降の一流指導者活用長期育成プログラム事業に移行することを期待するものである。 なお、同一年度内における一流指導者と外部指導者の重複は認めない。	県内の指導者が国内外の優れた指導者のもとで最先端の指導法や技術を学ぶ事業に要する経費や(公財)日本スポーツ協会や中央競技団体等が実施する講習会等の参加に要する経費	競技ごとに県内指導者と国内トップレベルの指導者等による「指導チーム」を結成し、競技レベルの着実な向上を図り、全国大会における上位入賞チーム・選手の育成、安定的に次のステージへ進む有望選手が育成される土壌の形成を進める。 なお、同一年度内における一流指導者と外部指導者の重複は認めない。 一流指導者として求める人材は、日本代表(年代別を含む)コーチ等の経歴、社会人、大学、高校等の強豪チーム指導に携わった経歴、また、トップ選手を育成した経験のある指導	トップを目指す人材育成には、技術支援のみならず、栄養学、医学などの専門家による指導・助言が必要であるが、一人の指導者が全ての分野に精通していることは稀であることから、指導者が希望する専門家サポートを行うことにより、指導者の人材育成とそれを通じた選手の人材育成を目指す。 また、子供の育成には「動機付け」が重要であり、そのためにはトップレベルの試合や全国大会を直接見ることが効果的であるが、県内での開催は少ないため全国大会等において、直接学ぶ機会を創ることにより、将来有望な子供たちが「強くなりたい」「成長したい」という動機付けを行う。	
対象経費	外部指導者から長期的に指導を受けることに要する経費。	上記内容のとおり。	一流指導者から長期的に指導を受けることに要する経費	専門家サポートプログラム スタディーツアープログラム	
対象者	加盟競技団体				
補助対象科目・単価等	報償費		〔謝金〕 ○ 一流指導者(下記の金額を基準単価とする) 50,000円 以内/全日(4時間以上) 25,000円 以内/半日(4時間未満) ・上記金額を超える場合は要協議 ・指導に伴う会場使用料等は対象外 ○ アシスタント 10,000円 以内/全日(4時間以上) 5,000円 以内/半日(4時間未満) ・外部指導者1名につき2名までとする。	〔謝金〕 ○ 一流指導者(下記の金額を基準単価とする) 50,000円 以内/全日(4時間以上) 25,000円 以内/半日(4時間未満) ・上記金額を超える場合は要協議 ・指導回数については、年5回以上とすること。 ・指導に伴う会場使用料等は補助対象外 ○ 一流指導者同行するサポートスタッフ 10,000円 以内/全日(4時間以上) 5,000円 以内/半日(4時間未満) ・一流指導者1名につき2名までとする。	専門家サポートプログラム スタディーツアープログラム
	旅費 ※ 県旅費規定を上限 ※ 交通費については、最も経済的な経路及び交通手段を選択すること	〔交通費〕 ・公共交通機関(電車・飛行機等)利用の場合は実費支給とする。 ・自家用車又はレンタカー利用の場合は燃料費及び有料道路料金のみとする。 ・その他(タクシー等)利用の場合は要協議 ・県内に適切な競技施設がない場合は要協議 〔宿泊費〕 ・ホテル等利用の場合 甲地 10,900円 以内 乙地 9,800円 以内 ・食事は対象外	〔交通費〕 ・公共交通機関(電車・飛行機等)利用の場合は実費支給とする。 ・自家用車利用の場合は燃料費及び有料道路料金のみとする。 ・その他(タクシー等)利用の場合は要協議 〔宿泊費〕 ・ホテル等利用の場合 甲地 10,900円 以内 乙地 9,800円 以内 ・食事は対象外	〔交通費〕 ・実費相当額とする。ただし、県旅費規定額を上限とする。 ・自家用車又はレンタカー利用の場合は、燃料費及び有料道路料金のみとする。 ・その他(タクシー料金等)については要協議 〔宿泊費〕 ・1泊2食あたり 甲地 10,900円 以内 乙地 9,800円 以内 ・宿泊パック等を利用する場合は、実費相当額とする。 ・食事は、入場料等は対象外 ・国民体育大会等の開催のため、宿泊単価が通常の単価より高額になることが見込まれる場合については要協議(スタディーツアープログラム)	専門家サポートプログラム スタディーツアープログラム
負担金		○ 受講料等			
需用費(食糧費)	〔ネットワーク構築のための会食費〕 ・外部指導者と県内関係者が関係を構築するための会食費 ・実績報告書提出時に「ネットワーク構築費(意見交換会)調書」を提出すること。 ・食糧費(昼食2,000円以内/人/食、夕食6,000円以内/人/食) ・県内関係者の出席者数は外部指導者と同数が上限 ・招聘1回につき1回のみ使用可能 ・選手の食事は対象外 ・原則として、佐賀県内での指導時のみ活用可能		〔ネットワーク構築のための会食費〕 ・一流指導者と県内関係者が関係を構築するための会食費 ・実績報告書提出時に「ネットワーク構築費(意見交換会)調書」を提出すること。 ・食糧費(昼食2,000円以内/人/食、夕食6,000円以内/人/食) ・県内関係者の出席者数は一流指導者と同数が上限 ・招聘1回につき1回のみ使用可能 ・選手の食事は対象外 ・佐賀県内での指導時のみ活用可能		
委託料	・外部指導者が所属する事務所等との委託料		・一流指導者が所属する事務所等との契約料	専門家サポートプログラム スタディーツアープログラム	
使用料賃借料			〔賃借料〕 ・車両借上げ料(レンタカー使用料) ・指導場所が公共交通機関の利便性が低い場合のみ使用可	専門家サポートプログラム スタディーツアープログラム	
その他	会長が必要と認めたもの		会長が必要と認めたもの		
対象期間	各年度4月1日から3月末まで		各年度4月1日から2月末まで		

※ 全ての経費の領収書は原本とする。(内訳が分かる請求書、納品書、領収書を添付)

※ 領収書のないものは対象経費として認められないため、対象外となる。また、要綱に定める事項が履行できないときは補助金の一部、又は全部の返還を命ずることがある。